

○農林水産省令第三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十六条第一項第二号に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|-------------|
| <p>(都道府県の区域) 第二十八条の二 法第十六条第一項第二号の農林水産省令で定める都道府県の区域は、北海道とする。</p> | <p>(新設)</p> |

附 則

この省令は、公布の日から施行する。